

## 不服申立て等について

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。この期間内に審査請求をした場合に、審査請求に対する裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
  
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
  
- この処分に対して審査請求をしなかった場合でも、取消訴訟を提起することができますが、期間内に審査請求をしなかった場合には、取消訴訟は、この通知を受けた日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。